

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び日出町契約事務規則(平成26年日出町規則第15号)第26条の規定に基づき公告する。

令和8年10月2日

日出町長 安 部 徹 也

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか日出町電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

第1 競争に付する事項

1	工 事 名	令和8年度 日出町立川崎小学校長寿命化改修工事(建築工事)
2	工 事 場 所	大分県速見郡日出町大字川崎1082番地(日出町立川崎小学校)
3	工 期	本契約締結の日の翌日から 令和9年12月15日 まで
4	工 事 概 要	用 途 小学校校舎 構造種別 鉄筋コンクリート造 3階建て 面 積 管理教室棟 2,406.86㎡ 東校舎棟 1,157.26㎡ エレベーター棟 29.05㎡ 合計 3,593.17㎡
5	予 定 価 格	820,003,800 円 (※予定価格×100/110＝ 745,458,000 円)
6	総 合 評 価 に 係 る 加 算 点 の 最 高 点	10.0 点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての要件を満たしている者(単体)又は1から3のすべてを満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に限り、入札参加を認める。ただし、共同企業体の取扱いについては、「日出町建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(平成25年日出町告示第50号)」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者については、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置するものとする。また、共同企業体の各構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員は、構成員のうち出資比率が最大であること。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として、本案件の入札に参加することが出来ないものとする。

1 企業

単体又は代表構成員は次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。
その他構成員は次の表において、(1)から(4)の要件を満たしていること。

区 分		要 件	備 考
(1)	業 種	建築一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格および資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)の入札参加資格の認定を受けている者で、日出町が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(平成23年日出町告示第1号)により、日出町に競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
(2)	等 級	A等級に格付けされていること	
(3)	許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること	建設業法第3条第1項第2号
(4)	施 工 実 績	下記3の(3)の施工実績を有すること	－
(5)	総合評定値(P点)	下記3の(5)のとおり	－

2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(4)のすべての要件を満たすこと。なお、単体として参加する場合は、(1)から(4)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。また、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が(1)から(4)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置するとともに、その他構成員が(1)及び(4)を満たす主任技術者を専任で配置できること。

区 分	要 件
(1) 国 家 資 格 等	1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。
(2) 監理技術者資格等	上記1の(1)の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。
(3) 施 工 経 験	建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定される建築一式工事に係る主任(監理)技術者として、下記3の(4)の工事に従事した経験を有すること。
(4) 雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上前に雇用された者であること。

3 本店所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して、(2)から(5)の要件を満たしていること。

	単 体 又 は 共 同 企 業 体	単体及び代表構成員		その他構成員	
		県内業者	県外業者	県内業者	県外業者
(1)	本 店 所 在 地	大分県内	大分県外	大分県内	大分県外
(2)	支店等所在地	-	大分県内	-	大分県内
(3)	企業における同種工事の施工実績	次の建築一式工事 延床面積2,000㎡以上の建物の新築、改築、増築、改修工事		次の建築一式工事 延床面積1,000㎡以上の建物の新築、改築、増築、改修工事	
(4)	配置予定技術者における同種工事の施工経験	次の建築一式工事 延床面積1,000㎡以上の建物の新築、改築、増築、改修工事		次の建築一式工事 延床面積500㎡以上の建物の新築、改築、増築、改修工事	
(5)	総合評定値(P点)	970点以上	1,300点以上	-	-

※ (1)本店＝建設業法に基づく主たる営業所 (2)支店等＝日出町との契約について委任を受けた営業所

(3)企業における同種工事の施工実績及び(4)配置技術者における同種工事の施工経験の対象となる工事については、平成28年4月1日以降、令和8年3月31日までに完成し引渡しを受けた工事とする。なお、工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

(5)総合評定値(P点)については、建築一式工事に係るものとし、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。

(合併等により日出町が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合はこの限りでない。)

第3 入札手続等

1 入札担当部署

入札及び契約担当課	日出町 財政課 (日出町役場新館2階)
	住所：大分県速見郡日出町2974番地1
	電話：0977-73-3117(内線238)
	e-mail：keiyaku@town.hiji.lg.jp

2 本公告の写しの交付の期間、場所及び方法

(1)	交付期間	自 令和8年10月5日 9時00分 至 令和8年10月30日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	交付場所	日出町 財政課（日出町役場新館2階）	
(3)	交付方法	インターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=3111)によるほか直接交付(開庁日に限る。)も行う。	

3 設計図書等の閲覧

(1)	閲覧期間	自 令和8年10月5日 9時00分	※左のうち、開庁日に限る。
		至 令和8年10月30日 17時00分	
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム(https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp)による。	

4 公告等に対する質問

(1)	受付期間	自 令和8年10月5日 9時00分 至 令和8年10月9日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	日出町 財政課（日出町役場新館2階）	
(3)	提出方法等	設計図書に関する質問書(様式第5号)によりEメールで日出町財政課契約検査係宛てに申し出ること。 送付にあたっては、標題を「令和8年度 日出町立川崎小学校長寿命化改修工事(建築工事)に係わる質問書」とすることとし、送信後は、電話にて受信確認を行うこと。なお、Eメールについては容量の制限(10MB)があるので十分留意すること。 (送付先アドレス: keiyaku@town.hiji.lg.jp)	

5 上記4の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)

(1)	閲覧期間	自 令和8年10月16日 9時00分 至 令和8年10月30日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	閲覧場所	日出町ホームページ＞しごと・産業＞入札・契約＞お知らせ	

6 特定建設工事共同企業体の登録(共同企業体として参加する場合は協定書の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けること。

※単体による参加の場合は不要。)

(1)	受付期間	自 令和8年10月5日 9時00分 至 令和8年10月20日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	日出町 財政課（日出町役場新館2階）	
(3)	方法等	書面は持参して提出すること。登録は原則、電子入札システムによるものとする。	

7 技術資料及び競争参加資格証明資料(以下「技術資料等」という。)の提出

入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。

入札に参加する者は、自 令和8年10月5日 9時00分				※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(1)	提出期間	至 令和8年10月23日 17時00分		
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る。)による場合は封書にし、日出町財政課 契約検査係へ厳封のうえ、提出すること。(提出期間は(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)		

8 入札書の提出

入札公告の提出			
(1)	提出期間	自 令和8年10月26日 9時00分 至 令和8年10月30日 17時00分	
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、紙入札（承認を受けたものに限る。）による場合は封書にし、令和8年10月30日 17時00分 までに、日出町財政課契約検査係へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。	

9 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1)	提出期間	自 令和8年10月26日 9時00分
		至 令和8年10月30日 17時00分
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る。)による場合は封書にし、 令和8年10月30日 17時00分 までに、日出町財政課契約検査係へ厳封のうえ、提出すること。

※ 令和8年4月15日より、入札金額内訳書における労務費等の内訳明示の義務化(入契法第12条関係)により、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担分」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の5項目が内訳明示するようになりました。ただし、試行運用の期間となることから、5項目が内訳明示されなかった場合でも入札は無効としません。

10 開札

(1)	予定日時	令和8年11月6日 9時00分
(2)	場 所	日出町役場入札室 (日出町役場旧館2階)
(3)	立 会	開札の立会は、日出町電子入札立会要領による。

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の9による。)
2	入札金額内訳書の様式は自由であるが、作成方法、審査基準等は、建設工事に關する日出町入札金額内訳書取扱要領によること。 なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区分		適用	
1 最低制限価格			
2	低入札価格調査基準価格 (失格基準あり)	○	本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定にあたり、日出町低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。 (最高評価値者が過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は、失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。) なお、低入札価格調査に先立ち、別添「低入札価格調査制度について」に留意し、提出資料等を作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知から3日以内とする。(閉庁日を除く。) ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。（提出方法は、第3の7による。）

なお、作成にあたっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証 明 （ 評 価 ） 事 項 等		提出様式	添 付 資 料
1	表紙	別記様式1	－
2	企業に対する評価及び競争参加資格等		
	(1) 同種工事の施工実績	別記様式2 別記様式2-2	・CORINSデータの写し ・契約書の写し等
	(2) 総合評定値(P点)	別記様式2	・直近の総合評定値通知書の写し
	(3) 工事成績評定点	別記様式3・3-2	・工事成績評定点通知書
3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
	(1) 保有する資格等	別記様式4 別記様式4-2	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書等の写し ・住民税特別徴収税額通知書(写) ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写) ・所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料
	(2) 同種工事の施工経験		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人、主任(監理)技術者通知書の控えの写し
	(3) 継続教育(CPD)の取り組みの有無	別記様式4	・学習履歴証明書
4	地域貢献		
	(1) 地域内における本店の所在地	－	・直近の総合評定値通知書の写し
	(2) 防災活動への貢献状況	別記様式5、5-2	・本町と災害時における緊急作業等についての協定書の写し
	(3) ボランティア活動の状況	別記様式6	・写真、新聞記事等の写し(町内での活動を確認出来るもの)
	(4) 日出町内企業の活用計画	別記様式7	・建設業法上の主たる営業所本店又はその他営業所の建設業許可通知書等の写し
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2 別記様式2-2	・開札予定日現在で有効な総合評定値通知書の写し(直近のもの)

留意事項

- 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- 提出様式を提出しない場合(未記入及び評価内容が確認できない様式の場合を含む。)又は提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。ただし、別記様式2の未提出又は未記入等については、欠格とする。
- 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)、別記様式2が欠格もしくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。
- 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。
- 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式(圧縮ファイルを含む)で提出された場合は、入札を無効とする。
ただし、事前に発注者の承認を得て、日出町電子入札運用基準で定める「媒体提出届」を添付して紙等で提出された場合は除く。
- 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された技術資料等は返却しない。
- 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。
- 評価項目の過去10年間の施工実績(その他の公共機関)は別添2同種工事の施工実績に係る評価対象となる発注機関を参照すること。

第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。 (1) 評価値の算出方式 評価値は、次の算出方式により算定する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数 1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点 なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。 (2) 技術評価点 競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により算出した評価項目について、10点の範囲で加算点を加える。 (3) 加算点の算出方法 別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。
3	評価内容の担保	落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等については、次のとおりとする。 (1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。 (2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。 (3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
4	評価結果の開示	・本案件の技術評価等の評価結果については入札参加者からの申し出により自社分のみを書面にて開示する。 ・開示の時期は落札決定後とし、次年度までを開示期間とする。

第8 入札参加資格事項等の共通事項

区 分		要 件
1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指 名 停 止 の 有 無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても日出町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準(平成19年日出町告示第27号。以下「指名停止措置基準」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不 渡 り の 有 無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒 産 手 続 等 の 有 無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)
5	関 連 会 社 等 の 参 加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。) なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (Ⅰ)資本関係 ①親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ②親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ③協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、日出町の入札参加資格を有している場合に限る。 (Ⅱ)人的関係 ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。 ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。 なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて日出町との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止措置基準に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

第9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説 明 の 請 求	競争参加資格がないと認められた者は、第10の3の(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回 答	1の書面を提出した者に対しては、技術審査会の議を経たうえで、書面により回答する。 なお、回答は1に規定する期間の最終日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関もしくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2) 詳細は、日出町電子入札立会要領による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1) 競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。 (2) 開札後は、落札者の決定を保留する。 (3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最高評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とする(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。))。 (4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。 (5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りではない。 (7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。 (8) 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。なお、手続は第9を準用する。
4	入札の無効等	(1) 入札の無効の取り扱い 公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、技術資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (2) 談合情報の取扱い ①総合評価における談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。 ②談合があったと認定した場合の対応 この入札に談合情報が寄せられ、公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、日出町契約事務規則第35条第2号を適用し、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度、入札公告を行う。
5	支払条件	(1) 前金払い 有り 各会計年度に日出町が設定する出来高予定額の10分の4以内 (2) 部分払い 有り 各会計年度に日出町が設定する支払限度額の範囲内 (3) 中間前払い 有り 各会計年度に日出町が設定する出来高予定額の10分の2以内
6	低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金及び前払金	低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。
7	再苦情申立て	第9の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、町長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

8	そ の 他	(1) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する町議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。 (2) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」3の(4)により取り扱うものとする。 ア 指名停止措置基準に基づく指名停止措置を受けたとき。(基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。) イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 契約担当者は、落札決定後に落札者又は落札者の共同企業体に参加する構成員が指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合(指名停止基準に基づく指名停止措置要件に該当する場合に至った場合を含む。)において、指名停止措置に係る案件が重大であると認められるときは、落札決定の取り消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第8の2の場合を除く。)は落札決定の取り消しを行うものとする。 (6) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第8の2の場合を除く。)は契約の解除を行うことができるものとする。 (7) 最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(3)から(6)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (8) 日出町契約事務規則第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。 (9) 落札者等には、共同企業体各構成員も含まれる。 (10) 当該工事に係る下請契約については、日出町に本店を有している者を活用するよう努めること。 (11) 当該工事に係る工事用資材及び用品等については、日出町内で調達するよう努めること。
---	-------	---

別添

技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2	企業に対する評価及び要件等		
	(1) 同種の工事の施工実績	別記様式2 別記様式2-2	第2の3の(3)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、別記様式2・2-2に記載すること。(競争参加資格の対象となる工事と評価基準の対象となる工事が同一の場合、記載する工事は一件だけでよい。) また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し(共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。)等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合の入札は無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。
	(2) 総合評定値(P点)		第2の3の(5)に係る総合評定値(P点)について、別記様式2・2-2に記載すること。 (審査基準日は令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とするもので直近のもの。) 総合評定値通知書の写しを提出すること。
	(3) 工事成績評定点	別記様式3 別記様式3-2	(1) 過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、別記様式3・3-3に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2) 記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。 ① 大分県(土木建築部・教育庁(教育財務課))及び芸術文化短期大学(以下、「芸文短大」という。)-看護科学大学(以下、「看護大」という。)が発注し、令和3年4月から令和8年3月末までの間に完成検査を受けた建築一式工事について記載すること。(※芸文短大発注工事は令和4年4月1日以降履行したものに限る。)(※看護大発注工事は令和6年4月1日以降履行したものに限る。) ② 日出町が発注し、令和3年4月から令和8年3月末までの間に完成検査を受けた建築一式工事について記載すること。 ③ 記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 Ⅰ 記載漏れ等の結果、評価点に変更がない場合は、記載された工事により評価点を算定する。 Ⅱ 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 Ⅲ 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ④ 共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ⑤ 件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨てとする。 ⑥ 対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。なお、平均値は74点未満とみなす。 ⑦ 記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑧ 公告日以前に令和3年4月から令和8年3月末までに完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いを上記③に記載したとおりとする。 ⑨ 合併をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記③に記載したとおりとする。 ⑩ 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1) 保有する資格等			第2の2に係る競争参加資格の対象となる配置予定の主任(監理)技術者の資格等について別記様式4・4-2に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証(裏面)の終了履歴の写し及び健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写)等を添付すること。 添付資料は、該当する者についてしるし等で分かるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項が記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とする。
(2) 同種工事の施工実績	別記様式4 別記様式4-2		第2の2の(3)の競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工実績等について、別記様式4・4-2に記載すること。(競争参加資格の対象となる工事と評価基準の対象となる工事が同一の場合、記載する工事は一件だけでよい。) ※工期の途中で技術者(現場代理人)の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6箇月以上)について従事している場合に限り評価する。(工場製作の過程を含む工事においては、上記にかかわらず現地施工に係るすべての期間について従事している場合に限り評価する。) また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し(共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。)、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控えの写し等の資料を添付すること。 ※契約書の写しの場合は、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 ただし、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格及び評価内容に係る事項が記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札無効とし、提出された資料により、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとする。 工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。 なお、現場代理人としての経験については、下記のとおり取り扱う。 ①技術評価については、現場代理人として配置された時点で「別添3」に記載のある当該業種に応じた資格を有していた場合は、評価の対象とする。(免許の写し等を併せて提出すること。)
(3) 継続教育(CPD)の取り組みの有無			別表1の評価基準に留意のうえ、配置予定技術者に係る過去1年間の継続教育(CPD)の取り組み状況について、別記様式4・4-2に記載するとともに、学習履歴証明書を提出すること。 なお、証明書の証明日は、令和7年4月1日以降の技術資料等提出期限日までのものに限る。 また、取得単位数については、証明日から過去1年間のユニット数により評価する。
(4) 配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項			①配置予定技術者として、複数の候補技術者を記載する場合 単体で参加する場合は、評価点の最も低い技術者により評価する。(工場製作の過程を含む工事は、現地施工に配置する技術者のみを評価する。) ただし、複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の2に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定技術者として認めないものとし、当該入札参加者(共同企業体で参加する場合は当該構成員)の評価は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。) 共同企業体として参加する場合は、評価点の高い構成員の技術者を評価して、共同企業体としての評価とする。ただし、各構成員(又は一構成員)が複数の候補技術者を記載した場合は、各構成員(又は一構成員)の中で評価点の最も低い技術者の評価をもって当該構成員の評価点とする。(工場製作の過程を含む工事は、現地施工に配置する技術者のみを評価する。) ②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに、発注者にその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。) なお、この場合の入札は無効扱いとする。 ただし、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除く。))は、指名停止基準に基づく指名停止を行い、工事成績評定点の減点を行う。
4	地域貢献等		
(1) 地理的条件	-		下記5の総合評定値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。
(2) 防災活動への貢献状況	別記様式5・5-2		公告日現在、日出町との防災(災害)協定書の写し等を提出すること。
(3) ボランティア活動の状況	別記様式6		日出町内におけるボランティア活動実績を、別記様式6に記入のうえ提出すること。
(4) 日出町内企業の活用計画	別記様式7		当該工事に係る町内企業の活用計画について、別記様式7に記載すること。評価対象は、1次下請契約とする。 なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。 ※町内企業とは、日出町内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。町外に主たる営業所(本店)があり、町内に支店、営業所等がある企業は、ここの町内企業にはあたらない。活用計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は、工事成績表定点を減点するとともに、指名停止要件に基づく指名停止を行うことがある。
5	建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2 別記様式2-2		開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載し、総合評定値通知書の写しを提出すること。